

| 平成28年度横浜市社会福祉審議会会議録 |   |
|---------------------|---|
| 日 時                 | 平成29年 3月28日 (火) 10時～12時   |
| 開催場所                | 関内新井ビル11階 関内新井ホール   |
| 出席者                 | 齊藤伸一委員、大岩真善和委員、上野盛郎委員、大場茂美委員、小倉徹委員、小川淳委員、鈴木啓正委員、高山健委員、中野しずよ委員、野川利枝委員、長谷川正義委員、川島通世委員、岸恵美子委員、新保美香委員、畠山卓也委員、早川陽子委員、平井晃委員、渡部匡隆委員  |
| 欠席者                 | 坂田信子委員、早坂由美子委員、白井尚委員、横井正巳委員   |
| 開催形態                | 公開 (傍聴者 0人)   |
| 議 題                 | <p>1 議題</p> <p>(1) 委員長の選出</p> <p>2 報告</p> <p>(1) いわゆる「ごみ屋敷」対策について</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援制度の動向について</p> <p>(3) 障害者差別解消法に関する取組状況について</p> <p>(4) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 平成29年度健康福祉局予算について</p>   |
| 議事                  | <p>1 議題</p> <p>(1) 委員長の選出</p> <p>氏家課長 「委員長の選出」について、社会福祉法第10条では、委員長は委員の互選により選出することとなっている。どなたかご推薦をお願いしたい。</p> <p>岸委員 社会福祉協議会の会長である大場委員が適任だと思う。</p> <p>大場委員 本審議会の委員長としてご推薦いただいたので、務めさせていただく。</p> <p>3 報告</p> <p>(1) いわゆる「ごみ屋敷」対策について</p> <p>中井部長 いわゆる「ごみ屋敷」対策について説明。</p> <p>岸委員 「ごみ屋敷」対策は、単にごみを排出するだけでなく、本人の生活をより良くすることが大事。横浜市は、保健・福祉分野と資源循環局の両輪がうまく組み合わせられていることが特徴になっている。本人が片づけに同意した場合、家の中のごみの片づけを行政が支援をすることは、他の自治体ではなかなかできない。また、予防・再発防止に力をいれていることも横浜市の特徴となっている。「ごみ屋敷」に住む対象者に対しては、支援を継続しなければ再発することがある。</p> <p>近隣の方にとっては「ごみ屋敷」を早く片付けてほしいという思いが強く、本人を排斥する方向になりがちだが、本人の支援が大事であり、解決は大変時間がかかることを住民にも十分理解していただく必要がある。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 中野委員 | <p>主な意見の中で、これまで接点の持てなかった障害のない方や若年の方に接することができるというのがとても良いと感じた。対象者に病気などがあれば病気を切り口に接触できるが、何かなくても一緒に解決するスタンスで取り組めたことがよかった。自分のことが十分にできなくなる経験は自分自身にもあり、それが高じるとセルフ・ネグレクト状態ともいえる。そうした状態の人には、何らかの弱い部分があり、継続的な支援が必要と考える。片づけて終わりということではなく、本人支援の視点がぶれていないことを評価したい。</p> |
| 川島委員 | <p>横浜市は地価が高く不動産の資産価値が高いので、近隣に不良な生活環境があると不動産の価値が下がるという側面があり、近隣住民にとってはそうした意味でも深刻な問題といえる。横浜市の条例・規則等は本人・近隣住民双方にバランスが取れており、手続き上の配慮が行き届いているので、この条例に基づいて運用を進めてほしい。</p>   |
| 野川委員 | <p>予防・再発防止が重要な支援と考えているが、片付け後の再発防止策をどのように考えているか。</p>   |
| 中井部長 | <p>再発防止は難しい課題と感じている。区役所だけで常時本人を見ていることはできないので、地域住民や民生委員にごみ捨ての指導をしていただくなど地道な活動が必要と考えている。</p>  |
| 小川委員 | <p>再発防止の観点から、解消した20件の背景分析がされたのかを聞きたい。背景分析により、再発防止や対応のスタディができていくのではないかと。</p>   |
| 中井部長 | <p>大事な視点だと考えているが、個別性が高くどれも同じアプローチでは解決が難しい。ただ、解決に向けた取組が蓄積すれば、共通するものがおのずと見えてくるかと思う。事例集をまとめたり研修を行ったりしていきたい。</p>  |
| 本吉部長 | <p>(2) 生活困窮者自立支援制度の動向について<br/>生活困窮者自立支援制度の動向について説明</p>  |
| 中野委員 | <p>高校中退の原因は、学力だけでなく金銭的な面もある。生活保護世帯の子どもがアルバイトをしたとき、その収入が家庭の収入に合算され保護費が算定される状況は現在どうなっているか。</p>  |
| 本吉部長 | <p>学習支援に参加している子どもの95%以上は生活保護世帯に属している。生活保護世帯の高校生がアルバイトをした場合、学用品や大学進学のための費用として事前に担当ケースワーカーに相談があれば、保護費と別に認められる。しかし、中にはそうした仕組みを知らずにケースワーカーの了解を得ずにアルバイトをして、結果としてアルバイト収入を収入認定され保護費を減らされることが時々ある。そうした</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>ことが起こらないよう高校生のいる家庭に対してケースワーカーが高校生のアルバイト収入の取扱いを説明するよう徹底している。</p>   |
| <p>大岩委員</p> | <p>ギャンブル依存症患者が相談に来た時の対応について。自助グループに話を聞くと、ギャンブル依存症の方が相談機関に行ったとき、様々な課題があると聞いている。生活保護で言うと、ギャンブル依存症であることを隠して相談した結果、支援がうまくいかないなど。相談を受ける中でギャンブルが原因で生活が困窮したと分かった場合、自助グループにつないで相談やケアを受けることがよい対処法と聞かすが、つなぐ体制はできているのか。</p>   |
| <p>本吉部長</p> | <p>相談窓口では、本人からの相談を受け止め問題を整理している。また、家計相談事業等では、依存症が原因で生活が困窮していると分かった場合、専門の医療機関につなぐよう働きかけている。自身の経験からも、アルコール依存症の方にアルク、ギャンブル依存症の方にダルクを紹介していた。</p>   |
| <p>山田課長</p> | <p>依存症については、医療機関につないで治療につなげる必要がある方はまず専門の医療機関につなげている。依存症の方は治療で完全に治癒するわけではないので、自助グループにつなげて依存の対象から離れ続ける支援をする必要がある。なかなか自助グループにつながらない人も多いため、自助グループに自らつながる気になってもらうことが大事だと考える。本市は29年度から依存症のためのプログラムを導入し、自分自身が依存症であることをまず認識して頂き、医療機関や自助グループにつながって活動し続けることを動機づけるという対応を予定している。</p> |
| <p>鈴木委員</p> | <p>ジョブスポットから福祉現場の就労に来る人が少ないように感じている。どのくらいの方がどのような分野に就労しているのか教えてほしい。</p> <p>また、学習支援は健康福祉局だけでなく、学校が入ってくることが重要。生徒は困った時先生に相談する。学校側にも制度を理解してもらい、せめて担任教師は事業を利用している生徒を把握してほしい。</p>  |
| <p>本吉部長</p> | <p>就労の内訳は、一番多いのが清掃関係、次に工場や倉庫での軽作業、その他警備員など軽作業・肉体労働の仕事が多い。就労支援メニューの中には、正規就労の段階に至る前の中間就労という形態もあり、社会福祉施設などにご理解いただき訓練の場を提供してもらっていることにお礼を申し上げたい。</p> <p>市内の小中学校では学習支援事業について周知徹底されており、先生によっては学校側から勧めている事例も増えている。</p>   |
| <p>渡邊委員</p> | <p>本市生活保護世帯の高校進学率について。P 16の図だが、全日制・通信制・定時制以外の進学先は何か。</p> <p>また、学習支援事業につながるところに一つの壁があるかもしれないと思った。事業の充実を進めてほしい。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 本吉部長 | <p>全日制・通信制・定時制以外の進学先の多くは、特別支援校が多くを占めている。学習支援の働きかけは、生活保護世帯の中学3年生、2年生がいる世帯にはケースワーカーと教育支援相談員が相談し、声がけした方がいいところには全員声がけしている。両親や本人の理解や意識によって利用につながらないこともある。各区対象者の半分程度は参加しており、出来るだけ利用率を高めるためフォローアップしていきたい。</p>   |
| 渡邊委員 | <p>本人も大事だが、親に対する働きかけの必要性を感じる。出来るだけ早い段階からの取組を充実させてほしい。</p>  |
| 岸委員  | <p>早期に相談につながる仕組みづくりが課題に挙げられているが、取り組んでいること、取り組もうと思っていることは何か。</p> <p>また、全日制に進学した学生の方が定時・通信制に進学した学生より中退率が低いとのことだが、全日制への進学に向けてどのような支援を進めているのか。全日制の中退率が低い要因はなにか。</p>  |
| 本吉部長 | <p>現状では十分なアウトリーチができておらず、アウトリーチの仕組みを作ることが大きな課題。29年度は担当係長も増員になっており、地区社協や民生委員とのネットワークを作り、相談事業を紹介していきたい。</p> <p>神奈川県は公立高校の選抜方式は中学2年生の成績が評価対象になる中、学習支援事業では中学3年生の夏以降の参加者が多い。中学2年生時点の成績により志望校に進めなくなることもあるので、出来るだけ早い時期から意欲のある子に参加してもらいたい。早い段階から自分のやりたいことを見つけ、そのためにはどういう高校に行くか意識してもらい、全日制の進学率を高めたい。</p> |
| 山田課長 | <p>(3) 障害者差別解消法に関する取組状況について<br/>障害者差別解消法に関する取組状況について説明</p>   |
| 高山委員 | <p>すごろくはどのぐらいの部数をどのような対象者に配ったのか。</p>   |
| 山田課長 | <p>作成部数は約3000部。特に知的障害者の方自身に差別解消法について理解してもらうことが大事という考えから、知的障害者が相談に来る地域活動ホームに配布した。また、一般の市民、区役所などに配布したほか、記事を見て照会のあった小学校にも配布した。</p>  |
| 高山委員 | <p>知的障害のある方ご自身が理解することは大切な視点だと思う。</p> <p>子どもにも教育の現場で障害の方々を理解してほしい。障害福祉分野は就労希望者が集まりにくい現状だが、採用面接などで小学校時代に特別支援級とのつながりで障害の方を知ったということを知る。一方、中学、高校、大学では障害者に出会う機会があまりない。啓発・啓もう活動においては、教育委員会とも連携し、パンフ</p>   |

|               |   |
|---------------|---|
| 山田課長          | <p>レットやすごろくを生かして頂きたい。交流を通しての啓発も、若い方々へぜひ推進してほしい。福祉の現場としても職員・利用者共に協力していきたい。</p> <p>差別解消法研修に e ラーニングを導入したことについて。現場では、職員の研修に時間や人手を割くことが非常に難しい。e ラーニングソフトの貸出しや神奈川テレビなどでニュースの前に流すなど広がればいいと感じた。</p>  |
| 岸委員           | <p>前段の部分についてはご意見として承る。e ラーニングは職員向けのサービス規定として作っており、そのままでは一般の人に使えるようにはなっていないが、作り直せるのか検討していきたい。</p>  |
| 山田課長          | <p>障害のある人と無い人の交流について参加人数や年齢構成を知りたい。</p> <p>また、29 年度以降も続けるとのことだが、支援グループを作るなど今後の見通しがあれば知りたい。1 回の交流の場ということもちろん、継続的な取組にもつなげていくのかと感じた。</p>   |
| 山田課長          | <p>ワークショップとオモロライフスタイルパーティーは、ワールドカフェのようなスタイルで行っており、各回 50～60 人参加があった。20 代の若年から中高年まで参加していた。比率としては 20 代が 3～4 割。キャラバンも、約 50～60 人が参加した。企画の中で人生酒場と銘打った障害当事者とその他の方がお酒を飲みながら話し合う催しがあったが、2 回開催で当事者含め 30 人の参加があった。</p> <p>今後について、29 年度は委託事業者の方にリードして頂き企画を進めながら、自分たちで企画しようというグループを育成したいと考えている。</p>  |
| 細川部長<br>長谷川委員 | <p>(4) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について<br/>横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について説明</p> <p>民生委員制度が 100 年を迎え、11 月に横浜市全ての民生委員・主任児童委員一堂に揃った式典・研修をする予定。日ごろから支援を頂いていることにお礼を申し上げます。</p> <p>2025 年に目指す考え方として、「社会参加が生きがい」、「住み慣れた地域で暮らしていく」、「人生の最後まで自分らしく生きていく」という将来像が示されているが、問題は対応と財源だと思う。</p> <p>中途障害者の拠点は各区 1 カ所以上整備されているが、70 歳になると卒業しなければならない。通所しているうちはいいが、卒業した後のケアをどうするか。今まで通ったところがなくなる不安はどうしてもある。地域の実態に応じてと言われたが、可能な限り思いが通じるような社会を作らなければならない。包括ケアシステムは理想的だが疑問もある。</p> |
| 細川部長          | <p>おっしゃる通りだと思っている。中途障害者の通所先は基本的に 70 歳で卒業ということになっており、期限無く通い続けることは難しい。地域包括ケアシステムの中では地域の中で集える場を多く作ろうとしている。中途障害者はもちろん、65 歳以</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>上に限らず、子供なども含めて地域の身近なところに通える場、集える場を作って解決していきたい。そうした場を介護保険制度で整備する仕組みもできたので、地域の中で整備していきたい</p>  |
| 鯉淵局長 | <p>財源を制度の充実に使っていきたい。中途障害者支援センターの利用年齢の制限については検討する。</p>  |
| 渡邊委員 | <p>2025 年問題をきっかけにこの作業が進んできたことは承知しているが、横浜型地域包括ケアシステムというのは魅力的な名称で行動指針の P 1 2 にある考え方は重要。一体的なサービスの提供、日常生活圏域でということにどのように取り組んでいくか。高齢の方に向けたシステムだが、本来的には障害の方にも提供されるような非常に大事な考え方。障害分野も一体的にサービスが提供される仕組みを検討してほしい。</p>                            |
| 鯉淵局長 | <p>地域包括ケアシステムの財源は介護保険特別会計であり、記載事項は基本的に高齢者を対象としている。しかし、国からは障害、こども分野等いろいろな分野から地域包括ケアシステムの考え方が示されている。高齢分野の仕組みとしてスタートするが、障害分野での活用を止めるつもりはない。こうした仕組みを使って取り組みが広がるのが支援につながる。国に財源を示してもらいたいと考えている。まずは高齢分野からの取組になるが、将来的な方向性は渡邊委員のおっしゃる通りと思う。</p> |
| 小川委員 | <p>介護保険制度のいわゆる 2 号被保険者は、40 歳からなのでいわゆる高齢者の範囲ではない。</p> <p>中途の脳血管障害の方は、リハビリテーションからのアプローチが必要だが、仕組みとしては介護保険制度に取り込まれてしまい接点を持ってない。2 号被保険者を抜き出して考えていかないと、このシステムにうまくはまらないと思われる。</p>   |
| 細川部長 | <p>今回の指針では 2 号被保険者の方を取り出した記述はなく、現状では介護保険優先の仕組みだが、障害サービスも併用できる部分があるので、両方の制度で支援していく。国も課題を検討しているが、自治体だけで整理することが難しい状況</p>  |
| 中野委員 | <p>市民活動の分野では、コミュニティサロンや認知症カフェの活動が増えている。指針の「高齢者」を「誰でも」に読み替えて、誰もが望む暮らしをできるようにしていければよい。市民も制度を上手に理解しながら、参加者になっていかなければいけないと思う。</p> <p>3 その他<br/> (1) 平成 29 年度健康福祉局予算について<br/> (事務局) 平成29年度健康福祉局予算について説明</p>                                 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：横浜市社会福祉審議会について及び根拠法令等抜粋</li> <li>・資料2：委員名簿・事務局名簿</li> <li>・資料3：いわゆる「ごみ屋敷」対策について</li> <li>・資料4：生活困窮者自立支援制度の動向について</li> <li>・資料5：障害者差別解消に関する取組状況について</li> <li>・資料6：横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について</li> <li>・資料7：平成29年度健康福祉局予算について</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <p>なし</p> |
|--|--|